

議案第15号

つくばみらい市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

つくばみらい市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成25年つくばみらい市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第6条第1項及び第7条第1項中「(118の4—A・B)」を「(118の5—A・B)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 印

提案理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例(平成25年つくばみらい市条例第7号)新旧対照表

改正案	現行
(市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例)	(市道に設置する案内標識及び警戒標識の寸法の特例)
<p>第4条 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p>	<p>第4条 市道に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。</p>
<p>2 市道に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5—A・B))」及び「まわり道((120—A))」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(前項に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p>	<p>2 市道に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4—A・B))」及び「まわり道((120—A))」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法(前項に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
(特定の案内標識の文字等の大きさ)	(特定の案内標識の文字等の大きさ)
<p>第6条 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点((114—B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の5—A・B))」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それ</p>	<p>第6条 市道に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点((114—B))」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路((118の4—A・B))」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、市道の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それ</p>

ぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40, 50又は60	20
30以下	10

2~5 (略)

(案内標識及び警戒標識の縁等の太さ)

第7条 市道に設置する案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」と  
及び「まわり道((120—B))」を表示するものについては9ミリメー  
トル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道  
路((118の5—A・B))」を表示するものについては16ミリメートル,  
「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル, そ  
の他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基  
準とし, 案内標識の縁線及び区分線は, 日本字の大きさの20分の  
1以上の太さを基準とする。

2 (略)

ぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40, 50又は60	20
30以下	10

2~5 (略)

(案内標識及び警戒標識の縁等の太さ)

第7条 市道に設置する案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」  
及び「まわり道((120—B))」を表示するものについては9ミリメー  
トル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道  
路((118の4—A・B))」を表示するものについては16ミリメートル,  
「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル, そ  
の他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基  
準とし, 案内標識の縁線及び区分線は, 日本字の大きさの20分の  
1以上の太さを基準とする。

2 (略)